

労働契約書

(労務派遣専用)

甲(労務派遣事業者) _____

乙(労働者) _____

大連市労働社会保障局作成

注 意 事 項

1. 労務派遣は一般に臨時的、補助的または代替的な業務職位において実施する。
2. 甲と労務使用事業者は事実に基づき乙の業務内容、業務条件、業務場所、職業上の危険性、安全生産状況、労働報酬及び乙が知りたいと要求しているその他の状況を告知しなければならない。甲と労務使用事業者は乙と労働契約と直接関係する基本状況を知る権利を持ち、乙は事実通りに説明を行わなければならない。
3. 甲と労務使用事業者は乙から費用を徴収してはならない。
4. 甲は雇用の日から一ヶ月以内に書面により乙と労働契約を締結しなければならない。双方が雇用の前に労働契約を締結した場合、労働関係は雇用の日から確立する。甲は従業員名簿を作成して調査に備えなければならず、また労働行政部門で労働雇用の登録手続きを行わなければならない。
5. 労働契約期間が3ヶ月以上1年未満の場合、試用期間は1ヶ月を超えてはならない。労働契約期間が1年以上3年未満の場合、試用期間は2ヶ月を超えてはならない。3年以上の固定期間及び無固定期間の労働契約の場合、試用期間は6ヶ月を超えてはならない。一定の業務任務を完成させることをもって期限とする労働契約または労働契約の期間が3ヶ月に満たない場合には、試用期間を約定してはならない。試用期間は労働契約期間内に含まれる。労働契約で試用期間のみを約定している場合は、試用期間は成立せず、当該期間を労働契約期間とする。
6. 甲が地域を跨いで乙を派遣する場合、乙が享受する労働報酬と労働条件は、労務使用事業者の所在地の基準に基づき執行する。
7. 服務期間と競業制限条項を約定する2つの状況を除き、甲は乙と乙が負担する違約金について約定してはならない。
8. 甲は法律の規定を違反して、乙に損害をもたらした場合、甲と労務使用事業者は連帯賠償責任を負わなければならない。
9. 労働保障政策について問い合わせ電話：12333
労働保障監察苦情・告発電話：
大連市：84369110 開発区：87622867 普蘭店市：83118624
中山区：82799610 保稅区：83707460 瓦房店市：85630056
西崗区：39608681 ハイテク園区：84796982 庄河市：89818880
沙河口区：84610121 旅順口区：86363017 長海県：89884660
甘井子区：86589470 金州区：87779020 長興島臨海工業区：85283613

2008年1月

「中華人民共和国労働法」、「中華人民共和国労働契約法」及び関連法律、法規の規定に基づき、甲乙双方は遵法公平、平等及び自由意思、協商一致、誠実信用の原則に基づき、本契約を締結し、共同で遵守することに同意する。

一、双方当事者の基本状況

第一条 甲(労務派遣事業者)名称 _____

法定代表者、主要責任者或いは委託代理人 _____

事業者分類 _____ 経済分類 _____

組織機構コード証書番号 _____

登録所在地 _____ 省 _____ 市 _____ 区(県) _____ 街(郷) _____ 号

実際経営所在地 _____ 省 _____ 市 _____ 区(県) _____ 街(郷) _____ 号

連絡方式及び電話番号 _____

第二条 乙(労働者)氏名 _____ 性別 _____

戸籍分類(非農業、農業) _____

住民身分証番号 _____ またはその他有効身分証明書の名称及び番号 _____

戸籍所在地 _____ 省 _____ 市 _____ 区(県) _____ 街(郷) _____ 号

実際居住地 _____ 省 _____ 市 _____ 区(県) _____ 街(郷) _____ 号

連絡方式及び電話番号 _____

第三条 乙は連絡方式及び電話番号の変更がある場合、直ちに甲に知らせなければならない。

二、労働契約の期間

第四条 本契約は固定期間契約とする。 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで、契約期限は2年を下回ってはならない。その内、試用期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

三、業務内容と業務場所

第五条 労働契約の期限内に、甲は乙を _____ (労務使用事業者捺印)へ派遣し業務に従事させる。派遣期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。甲は労務使用事業者と労務派遣契約を締結し、協議内容を乙に告知しなければならない。労務使用事業者は乙をその他労務使用事業者へ派遣してはならない。

第六条 労務使用事業者は乙を _____ 職位に配置し _____ の業務に従事させ、業務場所は _____ とする。労務使用事業者は乙に従事する業務の要求を告知しなければならない。

第七条 乙は労務使用事業者の業務内容及び職位要求に従って、職業技能の向上に努力し、業務を完成することに同意する。

四、勤務時間と休憩休暇

第八条 甲は乙を労務使用事業者が所在する職位で下記第 _____ 種の勤務時間制度を採

用して勤務させる。

(一) 標準労働時間制度。乙の毎日の作業時間は8時間を超えない。毎週の平均作業時間は40時間を超えない。毎週の休日は_____とする。

(二) 不定時労働制度。甲は乙の身体健康を保障し、また十分に乙の意見を聞き入れた上で、集中勤務、集中休憩、輪番休み・振替休み、フレックス出勤などの適当な方式を採用し、乙の休憩休暇権利及び生産、業務任務の完成を確保する。

(三) ____ (月、四半期、年) を周期とする総合計算労働時間労働制度。一日及び毎週の平均作業時間は法定標準作業時間を超えないこと。

不定時労働制度や総合計算労働時間労働制度を執行する場合、甲は労務使用事業者を審査し労働行政部門の批准を経てから実施し、また乙に告知する。

第九条 甲は労務使用事業者と協調して、国の関連規定及び労務使用事業者の生産の需要により、合理的に乙の勤務時間を手配し、法により乙の休憩権利を保障し、乙が法により法定祝祭日及び帰省、冠婚葬祭、計画生育、有給休暇などの休暇権利を享受できることを保証する。労務使用事業者は生産の需要に基づき、乙の同意を得て労働時間を延長または祝祭日に勤務させる場合、残業代は甲と労務使用事業者が約束した給与に含まれず、労務使用事業者が別途計算し支払わなければならない。

五、労働報酬

第十条 乙は労務使用事業者の労働者と同一労働・同一報酬の権利を有する。甲は労務使用事業者が乙に支払う労働報酬をピンはねしてはならない。

第十一条 甲は毎月乙に給与を支給しなければならない。乙が正常な労働を提供する場合、甲が乙に支払う給与は最低賃金標準を下回ってはならない。

第十二条 甲は下記第____種の方式で乙に給与を支給する。

(一) 時間単位計算による賃金。乙の給与は_____元/月(週)とする。

(二) 出来高による賃金。乙の生産作業量ノルマは_____とし、その達成件数の単価は_____とする。

(三) 法により労務使用事業者が制定した給与分配制度による確定。

乙の試用期間の給与は毎月_____元とする。

第十三条 甲は毎月_____日より前に貨幣或いは銀行振替の方法で乙に金額通りに給与を支払う。祝祭日或いは休日と重なる場合、一番近い出勤日に前倒しして支払わなければならない。

甲は書面で乙に給与を支払った時間、金額、作業日数、サインなどの状況を記入し、乙に給与明細書を提出しなければならない。

第十四条 乙が労務使用事業者で連続勤務する場合、甲は労務使用事業者と同一労働・同一報酬の原則に基づき、乙に対して正常な給与調整体制を実施しなければならない。

第十五条 乙の医療期間内における病欠給与は甲が企業の規定制度に基づき支払う。但し、最低賃金標準の80%を下回ってはならない。甲は労務使用事業者と約定がある場合、

双方の約定した内容に基づき実施する。但し、乙の合法的な権益を損なってはならない。

六、社会保険と福利

第十六条 甲乙双方は法により社会保険に加入し、期限までに金額通りに各社会保険料を納付しなければならない。下記の第_____種の方式で社会保険料を納付する。その内、乙が負担する部分は甲が源泉徴収する。

(一) 養老保険、医療保険、失業保険、工傷保険、生育保険に加入する。

(二) 医療保険、工傷保険及び_____に加入する。

第十七条 乙は契約期間内に、休憩休暇、罹病または負傷、職業病に罹病または公務による負傷、生育、死亡等の扱い、及び医療期、妊娠期、出産期、哺乳期の期限や待遇について、関連法律、法規の規定に基づき執行する。

第十八条 甲は乙に以下の補充保険と福利待遇を提供する。_____

七、労働保護、労働条件、業務上の危険防止・保護

第十九条 甲は労務使用事業者が乙に国の労働標準規定に合致した労働条件及び労働保護を提供し、労災事故の発生を予防し、職業危害を防ぐまたは抑えるように督促しなければならない。

第二十条 乙は労務使用事業者の規定制度を遵守し、労務使用事業者の管理と指揮に従い、厳格に労働安全技術の操作規程を執行し、労務使用事業者が指定した業務任務を求められた質と量の通りに完成しなければならない。

第二十一条 乙が職業上の危険作業に従事する場合、甲は労務使用事業者を督促して、乙に対して、定期健康診断を行わなければならない。その費用については、甲と労務使用事業者が労務派遣協議で確定する。

第二十二条 乙に労災事故が発生した場合、甲は関連規定に基づき直ちに労災認定の申告をし、法により関連費用を負担し、労務使用事業者は積極的に協力しなければならない。甲と労務使用事業者は費用負担について約定がある場合、約定した内容に基づき実施するが、乙の権益を損なってはならない。

八、労働契約の履行と変更

第二十三条 甲乙双方は本契約で取り決めた内容に基づき、法により全面的に各自の義務を履行しなければならない。

第二十四条 乙の約定した労務使用事業者での勤務期間が満了になり、本契約の期間内に乙の仕事がない場合、甲は大連市最低賃金標準により乙に報酬を支給しなければならない。

第二十五条 本契約の存続期間中、元の派遣任務完了後、甲は新たに乙を派遣しなければならない。双方は同時に本契約の関連内容を書面で変更しなければならない。

第二十六条 甲の名称、法定代表者、主要責任者或いは投資者の変更などの事項は、本契約の履行に影響しない。

第二十七条 甲に合併或いは分割などの事情が起こった場合、本契約は引き続き有効であり、甲の権利と義務を継承した事業者が継続して履行する。

第二十八条 甲乙双方が協議一致を経て、本契約の約定内容を変更することができ、書面の形式で確定することができる。

九、労働契約の解除と終了

第二十九条 甲乙双方の協議一致を経て、本契約を解除することができる。

第三十条 下記に掲げる状況が一つでもある場合、乙は本契約を解除することができる。

(一) 労務使用事業者が約定した労働保護或いは労働条件を提供しない場合。

(二) 甲が期限までに金額通りの労働報酬を支払わない場合。

(三) 甲が法律通りに乙の社会保険料を納付しない場合。

(四) 甲または労務使用事業者の規則制度が法律、法規の規定に違反し、乙の利益権利を損なう場合。

(五) 甲の原因で「労働契約法」第二十六条第一項で規定された状況が発生し、本契約が無効となる場合。

(六) 労務使用事業者が暴力、威嚇或いは不法に身体の自由を制限するような手段で乙に労働を強いたり、或いは規則に反した指揮をしたり、乙の人身的な安全に危害を及ぼすような危険を犯した作業を強制したりした時、乙は直ちに本契約を解除することができ、事前に甲に通知する必要はない。

第三十一条 乙に下記に掲げる状況が一つでもあった場合、甲は本契約を解除することができる。

(一) 試用期間中に採用条件に合わないことが証明された場合。

(二) 著しく甲或いは労務使用事業者の規定制度に違反した場合。

(三) 著しく職業上の怠慢・過失があり、私利私欲を図り、甲或いは労務使用事業者に重大な損害を与えた場合。

(四) 乙が同時にその他雇用事業者と労働関係を結び、労務使用事業者の業務任務を達成するには著しく影響を与え、或いは労務使用事業者が申し出を行っても是正しない場合。

(五) 詐欺、脅迫の手段または危機に乗じて、甲を真実の意思に背く状況下において労働契約を締結または変更させた場合。

(六) 法律に基づき刑事責任を追及された場合。

乙に上記の状況があった場合、労務使用事業者は乙を甲に返却することができ、甲は本契約を解除することができる。

第三十二条 乙に下記に掲げる状況が一つでもあった場合、甲は30日前までに書面で乙に通知をするか、或いは別途乙に1ヶ月の給与を支払った後、本契約を解除することができる。

(一) 乙が罹病また公務以外の原因で負傷し、規定された医療期間満了後ももとの業務に従事できず、甲や労務使用事業者が別途手配した業務にも従事できない場合。

(二) 乙が業務を負いきれず、研修や職位調整をしても業務を負いきれない場合。

乙に上記の状況があった場合、労務使用事業者は乙を甲に返却することができ、甲は本契約を解除することができる。

第三十三条 「労働契約法」第四十四条に規定された終止条件が現れた場合、本契約は終了する。

第三十四条 甲は労働契約の解除または終了と同時に乙に労働契約の解除または終了の証明を発行し、かつ15日以内に乙の人事資料及び社会保険関係の移転手続きを行わなければならない。乙は双方の約定に基づき、業務の引継ぎを行わなければならない。乙に経済補償金を支給しなければならない場合、甲は業務の引継ぎの終了時に支給する。甲は既に解除または終了した労働契約の文書を少なくとも2年以上保存し、調査に備えなければならない。

十、経済補償と賠償

第三十五条 本契約第二十九条に基づき、甲が契約の解除を提出した場合、または本契約第三十、三十二条に基づいて契約を解除また本契約の第三十三条に基づいて契約を終了する場合、甲は「労働契約法」第四十六条の規定により乙に経済補償金を支払わなければならない。

第三十六条 経済補償は乙が甲で業務した年限に基づき、満一年ごとに給与1ヶ月分を支払う。6ヶ月以上1年未満の場合、1年で計算する。6ヶ月未満の場合、給与半月分を支払う。

第三十七条 甲が法律の規定に違反し労働契約を解除または終了し、乙が労働契約の継続履行を要求した場合、甲は継続履行しなければならない。乙が労働契約の継続履行を要求しないか、または既に労働契約の継続履行が不可能な場合、甲は法律により経済補償金の基準の2倍を賠償金として乙に払わなければならない。

乙が法律の規定に違反し、労働契約を解除することにより、甲に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第三十八条 規定により乙に支給する経済補償金及び賠償金は甲が負担する。甲と労務使用事業者の労務派遣協議に約定がある場合、約定した内容に基づき負担する。但し、乙の権益を損なってはならない。

十一、その他事項

第三十九条 甲が乙に専門研修費用を提供し、専門的な技術訓練を行う場合、双方は専門協議を締結し、服務期間を約定することができる。

乙は服務期間の約定に違反した場合、約定に基づき違約金を支払わなければならない。

第四十条 乙が秘密保持義務を負う場合、双方は専門の協議を締結し、競業制限条項を約定することができる。

乙が競業制限の約定に違反した時、約定により違約金を支払わなければならない。甲に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

2008年1月

第四十一条 以下の協議書を本契約の付録とする。

- (一) 職位協議書
- (二) 研修協議書
- (三) 秘密保持協議書
- (四) _____

第四十二条 双方が決めるその他事項。

第四十三条 甲乙双方は本契約の履行において労働争議が発生した場合、協議して解決を求めることができる。協議で合意に至らない場合、法により仲裁を申請し、訴訟を提起することができる。

第四十四条 本契約に書かれていない事項は、国と地方の関連規定に基づき執行する。

第四十五条 本契約は甲乙双方が署名または捺印後、発効する。本契約は一式三部とし、甲乙双方と、労務使用事業者が各一部保管する。乙が労務使用事業者から離れた場合、労務使用事業者は本契約を甲に返さなければならない。

甲(捺印) _____ 乙(署名) _____
法定代表者、責任者
或いは委託代理者(署名)

年 月 日 年 月 日

双方当事者は法により締結した労働契約書の鑑査を希望して申請する場合、労働契約書が締結された日から30日以内に労働行政部門に提出しなければならない。

鑑査機構(捺印) 鑑査日: 年 月 日

労働契約変更頁

甲乙双方の協議一致を経て、本契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は下記の通りである。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理者署名または捺印：

署名日____年____月____日

乙署名_____

署名日____年____月____日

甲乙双方の協議一致を経て、本契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は下記の通りである。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理者署名または捺印：

署名日____年____月____日

乙署名_____

署名日____年____月____日

労働契約変更頁

甲乙双方の協議一致を経て、本契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は下記の通りである。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理者署名または捺印：

署名日____年____月____日

乙署名_____

署名日____年____月____日

甲乙双方の協議一致を経て、本契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は下記の通りである。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理者署名または捺印：

署名日____年____月____日

乙署名_____

署名日____年____月____日

労働契約変更頁

甲乙双方の協議一致を経て、本契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は下記の通りである。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理者署名または捺印：

署名日____年____月____日

乙署名_____

署名日____年____月____日

甲乙双方の協議一致を経て、本契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は下記の通りである。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理者署名または捺印：

署名日____年____月____日

乙署名_____

署名日____年____月____日

別添(その他約定事項):